

## 景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観計画の変更について

## 1 目的

LRT整備事業や駅東口整備事業により形成された駅前空間における一体的な景観を適切に維持・保全し、新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図るため、景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）において景観重要公共施設の新たな指定及び既存指定施設の内容の見直しを行う。

## 2 経過

平成20年	宇都宮駅東口地区を景観形成重点地区に指定 駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路を景観重要公共施設に指定
平成31年	LRT施設等のトータルデザインを「LRTデザイン部会」において決定
令和2年	景観形成重点地区の景観形成基準をふまえながら，駅東口整備事業を開始
令和3年	駅前空間における一体的な景観の形成に向け，駅東口整備事業地内のLRT施設の仕様を決定

3 変更の概要 説明資料1

## (1) 景観重要公共施設の追加

駅前空間におけるLRTと調和した良好な景観を保全するため、宇都宮芳賀ライトレール線（市道6411号線）を景観計画における景観重要公共施設（景観重要道路）に指定し、まちびらきやLRT開業後も景観形成の方針や整備の内容を維持できるようにする。

## (2) 既存の景観重要公共施設の表現の見直し

平成20年に指定した景観重要公共施設について、これまでの景観形成の方針を守りながら、時代の変化に合わせた維持保全ができるよう、整備の考え方は維持したまま表現を見直す。

## 4 今後のスケジュール

- 11月 素案の縦覧
- 12月 公聴会
- 1月 都市計画審議会，景観審議会  
景観計画変更
- 3月 告示

### 第3章 景観重要公共施設

(景観法第8条第2項第4号の規定による「景観重要公共施設の整備に関する事項」)

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観重要公共施設の指定方針」に基づき、景観重要公共施設を以下のとおり位置付けます。

#### 1 景観重要道路

##### (1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路，宇都宮芳賀ライトレール線（市道6411号線）

###### 1) 適用日

平成20年10月1日（宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路）  
令和5年3月●日（宇都宮芳賀ライトレール線（市道6411号線））

###### 2) 施設の名称

宇都宮東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路，宇都宮芳賀ライトレール線（市道6411号線）

###### 3) 位置

図7のとおり

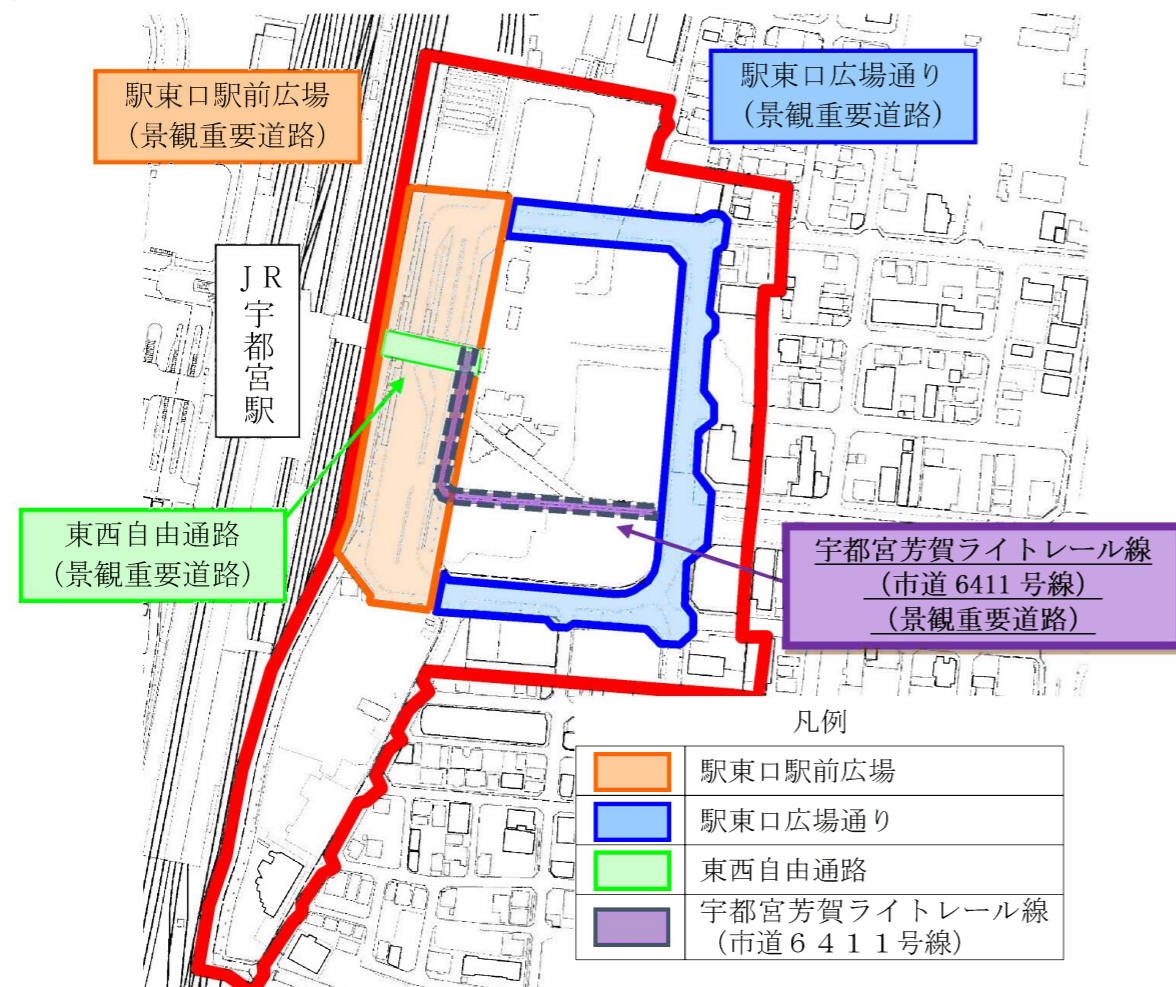


図7 景観重要道路の位置

(宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路，宇都宮芳賀ライトレール線（市道6411号線）)

### 第3章 景観重要公共施設

(景観法第8条第2項第4号の規定による「景観重要公共施設の整備に関する事項」)

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観重要公共施設の指定方針」に基づき、景観重要公共施設を以下のとおり位置付けます。

#### 1 景観重要道路

##### (1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路

###### 1) 適用日

平成20年10月1日

###### 2) 施設の名称

宇都宮東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路

###### 3) 位置

図7のとおり

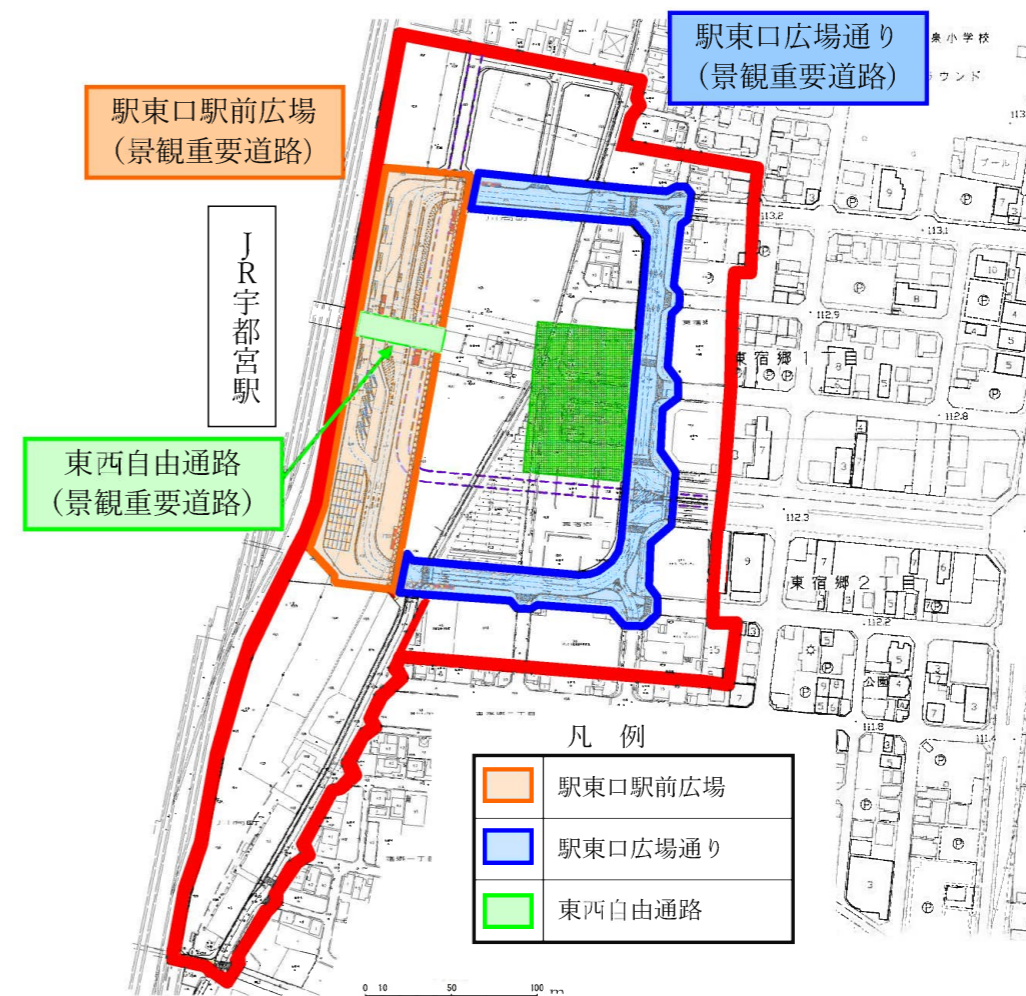


図7 景観重要道路の位置

(宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路)

4) 整備に関する事項

【今回新たに指定する道路】

○ 宇都宮芳賀ライトレール線(市道6411号線)

【景観形成の方針】

- ・ 県都・宇都宮の玄関口にふさわしい道路景観の形成
- ・ 駅前空間とまちをつなぐ統一感のあるデザイン

整備の考え方	整備の内容
<p><u>乗る人も見る人もLR Tが創る新しい風景を 感じられる洗練された 空間の形成</u></p>	<p>○ <u>路面は、まちのデザインと調和した素材を使用する。</u> (推奨する素材 ウォッシュャブルコンクリート)</p> <p>○ <u>柵や架線柱は、できる限り細くシンプルな形状とし、周辺の床 面や樹木の色彩との調和を図る。</u> (推奨する色彩 ブラウン系のライトグレー)</p>
<p><u>新たな市の玄関口とし て駅前の各空間が交わ り、次の空間につなが る一体感の演出</u></p>	<p>○ <u>新たな駅前空間にふさわしい、明るく、空間に溶け込む、薄く スマートな屋根デザインのシェルターを設置する。</u> (推奨する素材 アルミハニカムパネル)</p> <p>○ <u>床材は、東西自由通路との一体感を演出する舗装とする。</u> (推奨する工法 タイル張り)</p>



【内容の見直しを行う既存指定施設】

ア 宇都宮駅東口駅前広場

【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうらおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

整備の考え方	整備の内容
まちの躍動感を演出する流れの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>緑の流れを創出するような連続的な植栽配置とする。</u></li> <li>○ <u>交通の流れを演出する舗装を採用する。</u> (推奨する舗装 公共交通の通行帯に一般車両と異なる排水性コンクリート舗装)</li> </ul>
自然やまちの音・風を感じる駅前空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、JR線沿い歩道のフェンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。</li> <li>○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツリーを配置する。</li> </ul>
ユニバーサルデザインの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バリアフリー構造(段差)を採用する。</li> <li>○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。</li> <li>○ わかりやすく、公共施設や交通情報を案内する公共サインを設置する。</li> </ul>
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。</li> <li>○ <u>人と環境にやさしい舗装を採用する。</u> (推奨する舗装 透水性平板ブロック(コルゲートタイプ))</li> <li>○ <u>新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込む薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。</u> (推奨する材料 アルミハニカムパネル)</li> <li>○ <u>まちのデザインと一体化した照明灯を設置する。</u></li> </ul>

ア 宇都宮駅東口駅前広場

【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうらおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

整備の考え方	整備の内容
まちの躍動感を演出する流れの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、歩行者や自動車の安全性に配慮しつつ、駅前広場南北の流れを創出するような連続的な植栽配置とする。</li> <li>○ 走行車線の混乱を防止するとともに、駅前広場の流れを創出するため、一般車両と公共交通の通行帯に異なる舗装を施す。</li> <li>○ 公共交通の通行帯は、耐久性に優れた排水性コンクリート舗装を採用する。</li> </ul>
自然やまちの音・風を感じる駅前空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、JR線沿い歩道のフェンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。</li> <li>○ 乱横断による事故を防止するため、駅前広場内に高さ1.1mの横断防止柵を設置する。</li> <li>○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツリーを配置する。</li> </ul>
ユニバーサルデザインの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バリアフリー構造(段差)を採用する。</li> <li>○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。</li> <li>○ わかりやすく、公共施設や交通情報を案内する公共サインを設置する。</li> </ul>
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。</li> <li>○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック(コルゲートタイプ)を採用する。</li> <li>○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込むアルミハニカムパネルによる、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。</li> <li>○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。</li> </ul>

イ 駅東口広場通り

【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整備の内容
うるおいを感じる緑の配置	○ 緑あふれる都市空間を創出するため、横断防止柵の緑化を行う。 ○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。
快適な歩行空間の形成	○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。 ○ <u>人と環境にやさしい舗装を採用する。</u> <u>(推奨する舗装 透水性平板ブロック (コルゲートタイプ))</u> ○ <u>まちのデザインと一体化した照明灯を設置する。</u>

ウ 東西自由通路(歩行者デッキ)

【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整備の内容
交流拠点への流れ・導入感を演出	○ <u>風格のある新しいまちを予感させる舗装を採用する。</u> <u>(推奨する舗装 御影石舗装)</u>
駅前広場や拠点施設との一体感を演出	○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式とする。 (薄い床板や屋根など) ○ 軽やかさを感じる庇を設置する。
人々が安心して楽しく移動できる空間	○ 明るく見通しの確保されたエレベーターを設置する。 ○ <u>あらゆる人が安全で安心、かつ快適に通行できる配慮をする。</u> <u>(推奨される配慮 点字ブロックを手すり側に設置する)</u>
自然の光や風を感じる開放感のある明るい空間	○ <u>自然の光や風を感じ、開放感のある構造や素材を採用する。</u> <u>(推奨する構造等 オープン構造、ガラスの採用など)</u> ○ 豊かな光を感じるトップライトを設置する。

5) 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や広告塔などの工作物(以下「工作物」という。)の道路占用の許可(道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。)を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとします。
- 工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和のとれたものとします。

イ 駅東口広場通り

【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整備の内容
うるおいを感じる緑の配置	○ 緑あふれる都市空間を創出するため、横断防止柵の緑化を行う。 ○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。
快適な歩行空間の形成	○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。 ○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック(コルゲートタイプ)を採用する。 ○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。

ウ 東西自由通路(歩行者デッキ)

【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整備の内容
交流拠点への流れ・導入感を演出	○ 風格のある新しいまちを予感させる御影石舗装を採用する。
駅前広場や拠点施設との一体感を演出	○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式(薄い床板や屋根)。 ○ 軽やかさを感じる庇の設置。
人々が安心して楽しく移動できる空間	○ 明るく見通しの確保されたエレベーターの設置 ○ あらゆる人が安全で安心、かつ快適に通行できるよう、点字ブロックを手すり側に設置する。
自然の光や風を感じる開放感のある明るい空間	○ 自然の光や風を感じ、開放感のあるオープン構造、ガラスの採用 ○ 豊かな光を感じるトップライトの設置

5) 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や広告塔などの工作物(以下「工作物」という。)の道路占用の許可(道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。)を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとします。
- 工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和のとれたものとします。